

国際障がい者デーに向けて声明

2020/12/01

国連人権高等弁務官事務所

12月3日の国際障がい者デーに向けて声明が公表された。障がい者権利委員会委員長は、COVID-19 パンデミックによって過去20年間に障がい者が自身のために獲得したものの不安定さが示されており、各国政府は、即時・短期的影響の軽減に努め、誰一人取り残されないよう将来の危機に備えたより良い計画を立てなければならないと述べた。障がい者の権利に関する特別報告者は、人権に基づくアプローチによってのみ、平等・持続可能・回復力のある社会を実現できると述べ、また、脆弱な支援制度を改善し、危機のときも継続されるものに変換することが必要であると指摘した。障がいとアクセス可能性に関する事務総長特使は、最も危険な状態にある障がい者の情報・コミュニケーションへのアクセス・利用の改善が必要であること、多次元の貧困・周縁化、極度の孤独状態、基本的サービスへのアクセスの欠如、女性・少女に対する暴力が顕著になっていること等に言及した。

発展の権利宣言 34 周年に向けて共同声明

2020/12/03

国連人権高等弁務官事務所

12月4日の発展の権利宣言 34周年に向けて、特別手続担当者が共同声明を公表した。内容は以下のとおり。世界中に影響を与えている COVID-19 のために、あらゆる面で人と経済の発展が妨げられ、健康危機は続いている。世界はまさしくグローバルな難局に直面している。全ての国が真の多国間主義の精神に基づいて協力しない限り、効果的な復興は不可能である。全ての人々の COVID-19 のワクチン・治療へのアクセスを可能にし、最も必要なところに支援を行い、後発発展途上国・最も脆弱な人々のニーズに配慮した復興を計画するために、各国は連帯しなければならない。各国が 34 年前に発展の権利宣言で行った約束を実行するのであれば、迅速な多国間の協調的な行動が不可欠である。すなわち、発展を確保するために相互に協力し、全ての国の間の主権平等・相互依存・互恵・協力に基礎を置く国際経済秩序を促進し、人権の保護と実現を助長するとした約束である。

人権理事会 理事会組織に関する会合

2020/12/07

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会は年末恒例の組織会合を開き、2021年の活動内容・方法を話し合い、2つの決議を採択した。ちなみに来年は理事会15周年にあたる。1つ目の決議は、昨年議長声明において採択された、理事会の長期効率性追求に関する措置を来年度も継続するというものである。これに関連して、来年後半の第48会期の後に効率性改善措置の評価を行う非公式の会合をもつことも決定した。2つ目の決議は、発展の権利に関する作業部会第21会期を来年(日程は未定)に延長するというものである。第21会期は当初今年11月に予定されていたが、COVID-19対策により開催されなかった。今日の会合の冒頭でヴァロヴァヤ国連欧州本部事務局長が発言し、世界的パンデミックをはじめとする多くの要因により、財政危機はさらに深刻化しており、来年もこの厳しい状況は続くが、我々は活動計画を進められるよう模索し続ける所存であると述べた。

人権高等弁務官が記者会見で発言

2020/12/09

国連人権高等弁務官事務所

人権高等弁務官が記者会見の冒頭で発言した。内容は以下のとおり。2020 年は、COVID-19 に少なくとも 6,700 万人が感染し、160 万人が死亡するという悲惨な年となった。あらゆる種類の人権も大きな被害を被った。過去数週間に驚くほど開発が進んだワクチンが我々を COVID-19 から開放するよう期待するが、医療ワクチンがパンデミックによる社会経済的破壊を防止・修復することはできない。飢餓・貧困・不平等・気候変動その他多くの害悪のワクチンとなるのは人権であるが、COVID-19 は我々が人権の維持に全力を尽くしていないことを明らかにした。これは尽力できなかったからではなく、軽視あるいは選択しなかったからである。未来をつくるのに必要なのは政治的意志である。我々がこの機に良い復興の方法を考案できるよう、一層回復力のある豊かなインクルーシブな社会の構築の助けとなる人権ワクチンを適切に用いるよう、期待しようではないか。

世界人権デーに向けて特別手続担当者が共同声明

2020/12/09

国連人権高等弁務官事務所

12月10日の世界人権デーに向けて、55の特別手続の担当者79名が共同声明を公表した。内容は以下のとおり。1948年の12月10日に国連総会で採択された世界人権宣言は、COVID-19パンデミックからのより良い復興のために世界に基本的枠組みを提供するものである。この文書は、現在のような不安定なときに政府に全ての人々の人権の促進・保護・実現の方向を示す枠組みとして、今なお重要である。世界がパンデミックだけでなく気候変動・人種主義・差別に直面するときに、国際人権保護制度の中核となるのが世界人権宣言である。2020年は特別な難題を経験した年として想起されることであろう。今年の年末の世界人権宣言の記念日は、重要かつ強力なメッセージとなる。すなわち、人類に対する世界的な脅威には多国間主義・協力・連帯に基礎を置く世界的な対応が必要であるということである。

COVID-19 支援中の制裁に関するガイドライン

2020/12/10

国連人権高等弁務官事務所

一方的・強制措置に関する特別報告者は、10月に行った世界の主要な人道団体との2日間の協議を経て、16項からなるガイドラインを公表した。このガイドラインで特別報告者は、各国政府に対し、パンデミック期間中は政治その他の利害よりも救命を優先すること、制裁の拡大を控えること、制裁対象国への人道支援を加速するために人道的免除措置を透明化・簡略化すること、免除をCOVID-19対策に不可欠と思われる全てのものに適用することを求めている。また、人道支援者は、純粋に人道利用のための必需品であることを立証する責任を負わない。人道的免除は積極的に行われるべきであり、パンデミック・自然災害・経済危機その他の幅広いカテゴリーの国際的緊急事態を想定すべきである。軍事利用の可能性もある医療機器や化学物質のようなものも、現在の状況では“救命のための”人道的利用であると推定されるべきである。

人権専門家が水の先物市場を懸念

2020/12/11

国連人権高等弁務官事務所

米先物取引所のシカゴ・マーカンタイル取引所（CME）が12月7日に世界で初めて水の先物取引を上場したことを受けて、安全な飲水と衛生に関する特別報告者が声明を公表した。内容は以下のとおり。水は他の商品のように値段を付けることはできないものである。水はあらゆる人々が所有する公共のものであり、我々の生命・生活の全てと密接に関係している。公衆衛生の不可欠な要素であり、COVID-19との闘いにおいても水へのアクセスは重要である。しかし、深刻化する気候変動の影響の中、人口増と連動した需要の増加、農業・鉱業による汚染の拡大のために、水はすでに極めて危機的な状況にある。水がウォールストリートの先物市場で取引される金・石油その他のものと同様に扱われることを懸念する。水は経済において重要な資源であるが、それ以上の価値を有する。水が先物市場で取引されることは、基本的人権である水の価値が脅かされることを意味する。

平和的集会の権利に関するオンラインセミナー

2020/12/14

国連人権高等弁務官事務所

12月16日に人権高等弁務官事務所と南アフリカのプレトリア大学が、平和的集会の権利に関する2つの新たな国際文書を周知するためのオンラインセミナーを開催する。2つの文書とは、自由権規約委員会が今年採択したものである。1つは、対面とバーチャルの両方の集会を定義する法的ガイダンスである一般的意見である。もう1つは、国際人権法と合致する力の行使に関する指針を示した「法執行における低致死性武器の使用に関するガイダンス」である。どちらの文書も、個人が集会で暴力を受けずに安全に参加することを保障し意見を表明できるようにするための、法的枠組みと警備の基準を規定する。パネルには自由権規約委員会委員、集会・結社の自由に関する特別報告者等が参加する。オンラインセミナーには一般とメディアが参加でき、セミナーの様子はライブ配信される(<https://universityofpretoria.live/global-webinar-countdown/>)。

人権理事会 来年度副議長を選出

2020/12/16

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会は12月7日に行われた組織会合を再開し、2021年の副議長4名のうちの3名に、バハマのKeva Lorraine Bain大使、スーダンのAli Ibn Abi Talib Abdelrahman Mahmoud大使、オランダのMonique T.G. Van Daalen大使を選出した。彼らは、それぞれラテンアメリカ・カリブ諸国、アフリカ諸国、西欧その他の諸国から選ばれ、2021年1月1日から1年の任期を務める。Van Daalen大使は人権機関報告者も兼務する。また、次期議長はアジア太平洋諸国から、4人目の副議長は東欧諸国から選出することが決定された。これらの選出は後日行われる(日程は未定)。さらに、会合の冒頭では、協議グループの活動方法に関する議長声明が採択された。協議グループは、理事会の独立の専門家である特別手続担当者の指名について勧告を行う5名からなる組織である。

強制失踪委員会 1000 件目の緊急行動要請を登録

2020/12/17

国連人権高等弁務官事務所

強制失踪委員会は、1000 件目の緊急行動要請を登録した。登録されたケースのうち 49%はイラク、42%はメキシコでの強制失踪に関わる。緊急行動とは、強制失踪委員会が各国政府に対し、失踪者の捜査・所在確認に必要なあらゆる措置を直ちにとるよう求めることである。失踪者の家族・親族・代理人は、国内当局に失踪の通報をした後に、強制失踪委員会に緊急行動を要請することができる。緊急行動手続により、これまでにイラク、メキシコ、モロッコ、アルゼンチン、トーゴ、スリランカ、カザフスタン、モーリタニア、ボリビア、キューバ、カンボジアで 90 名の所在が確認された。今後数週間から数か月のうちに更に多くの被害者が発見されると委員会は確信している。緊急行動手続を通じて委員会は各国に対し、失踪者の捜索・調査の措置を勧告し、緊急行動要請者・家族・証言者の保護のための暫定措置を求めることもできる。手続には 24～48 時間しかかからない。

国際移住者デーに向けて共同声明

2020/12/17

国連人権高等弁務官事務所

12月18日の国際移住者デーに向けて、国連・米州人権委員会・アフリカ人権委員会の4名の専門家が共同声明を公表した。内容は以下のとおり。移住労働者はCOVID-19パンデミック中の基本的サービスの提供に貢献する重要な労働力である。社会的・経済的対応、復興計画において、政府は移住労働者を積極的資産とみなし、移住労働者と家族をより良い復興計画に完全に組み入れるべきである。彼らの多くは社会的保護やディーセント・ワークに十分にアクセスできず、搾取されるリスクは高い。搾取の防止は全ての政府の人権義務の中核をなす。移住労働者は受入国の経済復興にも貢献する。政府は、基本的サービスへのアクセスを保障し、移住者と家族の回復力の強化に投資すべきである。また、移住者としての地位を問わず、他の者と同様のワクチンへのアクセスを認めるべきである。さらに、移動・移住・パンデミック対応に影響をもたらす規制措置を解除すべきである。

専門家が少数者の保護に関する欧州議会の決議を歓迎

2020/12/21

国連人権高等弁務官事務所

12月17日に欧州議会が、民族的・言語的少数者の保護に関する決議を採択した。決議は、人種主義・外国人排斥・不寛容を理由とする欧州の民族的・言語的少数者に対する憎悪犯罪・ヘイトスピーチの激増に懸念を強調している。少数者問題に関する特別報告者は、この決議を歓迎する声明を公表した。内容は以下のとおり。少数者の人権は、多くの国で国際・地域機関によってさえも脅かされ無視される事態が増えており、今回の決議は大いに切望されていた、喜ばしい展開である。少数者は世界中でスケープゴートにされ、ますます差別的な扱いを受けている。直ちに実態を調査し、増加するソーシャルメディア等での少数者に対するヘイトスピーチ、市民権の対象からの除外、母語による教育の権利の後退に対処しなければならない。決議はまた、民族的少数者と言語的少数者の概念を区別しており、少数者のカテゴリーを区別することの重要性は私が指摘してきたことでもある。

専門家が Facebook 監督委員会に少数者の権利の考慮を求める

2020/12/23

国連人権高等弁務官事務所

Facebook 監督委員会がコンテンツ削除を求める初めての申立て 6 件を認めたことを受けて、少数者問題に関する特別報告者が歓迎する声明を公表した。内容は以下のとおり。少数者は恐らくオンライン・ヘイトスピーチの最大の対象になっており、これによって世界的危害が実際に生じており、民族浄化やジェノサイドさえも生じる可能性がある。オンライン・ヘイトスピーチは、人の尊厳と生命に対する今日の最重大問題の 1 つである。監督委員会は、自由権規約 27 条、少数者の権利に関する 1992 年の国連総会宣言等を考慮すべきである。Facebook のコミュニティ規定は、新たな「ヘイトスピーチに関する国連戦略・活動計画」に従うべきである。監督委員会に対し、ヘイトスピーチ等を規制する革新的・意欲的な取り組みを求める。これは、世界中の脆弱な少数者の効果的な保護に不可欠である。なお、監督委員会が人権の著名な専門家で構成されていることを評価する。